

貝塚市建設工事指名停止要綱

(目的)

第1条 この要綱は、貝塚市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事）、測量、設計、監理、地質調査及び建設コンサルタントに関する業務（以下「工事」という。）の適正な履行を確保するため、指名競争入札の参加資格を有する業者（以下「有資格業者」という。）の指名停止等の措置について必要な事項を定めるものとする。

(指名停止手続)

第2条 工事主管課長は、有資格業者又はその使用人がこの要綱に該当すると認めるときは、契約検査課長に通知しなければならない。

2 業務課長は、貝塚市指定給水装置工事事業者等に関する規程（平成10年水道事業管理規程第2号。以下「指定工事業者規程」という。）に定める指定工事業者（以下「指定業者」という。）について、指定の基準に関する処分対象と認めるとき若しくは処分を行ったとき、又は処分の解除若しくは指定業者の再登録を行ったときは契約検査課長に通知しなければならない。

3 前2項により通知を受けた契約検査課長は、貝塚市建設工事請負業者指名委員会（以下「委員会」という。）の委員長に報告しなければならない。

4 前項により報告を受けた委員長は、有資格業者の指名停止について委員会の審査に付さなければならない。

(指名停止の決定)

第3条 委員会は、有資格業者又はその使用人が別表左欄に掲げる指名停止事由に該当すると認めるときは、別表右欄に従い指名停止期間又は指名停止基準点を決定する。

2 別表の点数によるものについては、その点数を累積し次の各号に達したときは、当該各号に掲げる期間を指名停止するものとする。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 20点 | 3 月 |
| (2) 25点 | 6 月 |
| (3) 30点 | 9 月 |
| (4) 35点以上 | 1 年 |

3 1年を経過した点数又は処分の対象となった点数は抹消するものとする。

4 契約検査課長は、第1項の規定により委員会が指名停止を決定したときは、関係部課長に通知するものとする。

(指名停止期間の競合)

第4条 指名停止事由項目（以下「事由項目」という。）が重複する場合及び当該事由項目について決定がなされないうちに他の事由項目が発生した場合の指名停止期間は、別表の定める期間を加算した最高2年間の範囲を期間とする。

なお第7条の規定により指名回避している当該有資格業者の指名停止期間は、指名回避を決定した日から起算する。

(指名停止の解除又は期間短縮)

第5条 委員会は特に必要があると認めるときは、指名停止期間中にかかわらず有資格業者の指名停止を解除し、又は指名停止期間を短縮することができる。

2 第3条第4項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

(災害時等の特例)

第6条 委員会は、災害時の応急工事、特殊技術を要する工事等について、特にやむを得ない事由があると認めるときは、この要綱の規定にかかわらず当該工事についてのみ当該有資格業者を契約の当事者とすることができる。

(指名回避)

第7条 委員会は、有資格業者又はその使用人が別表に掲げる指名停止事由項目のいずれかに該当すると認められる事実の有無を確認するまで、当該有資格業者に対する指名を回避することができる。

2 委員会は、有資格業者が不渡り手形を発行するなど経営不振に陥った場合は、再建されたと認められるまで指名を回避するものとする。

3 その他、委員会が有資格業者として不適当と認めた場合、当該業者の指名を回避することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和56年6月15日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前にした行為に対する指名停止等の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成元年4月20日改正)

(施行期日)

この要綱は、平成元年4月20日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前にした行為に対する指名停止等の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成4年7月31日改正)

(施行期日)

この要綱は、平成4年7月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前にした行為に対する指名停止等の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成7年4月1日改正)

(施行期日)

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行前にした行為に対する指名停止等の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成8年7月1日改正)

(施行期日)

この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

2 この要綱の施行前にした行為に対する指名停止等の適用については、なお従前の例による。

附 則

(施行日等)

- 1 この要綱は、平成10年3月6日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要綱による改正後の貝塚市建設工事指名停止要綱別表第6項第2号ア②、同項同号イ②、第8項第2号ア②、同項同号イ②、第9項第2号ア②、及び同号イ②の規定は、施行日以後の指名停止事由に係る逮捕又は起訴について適用し、同日前の逮捕又は起訴については、なお従前の例による。

(施行期日)

この要綱は、平成10年8月1日から施行する。

附 則 (平成11年9月1日改正)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成11年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前にした行為に対する指名停止等の適用については、なお従前の例による。

別 表（第3条関係）

事 由 項 目	指名停止期間 及び点数
<p>(入札)</p> <p>1 有資格業者（有資格業者が法人であるときは、その役員。以下同じ。）又はその使用人が、本市発注工事の入札に当たり次の各号に該当する場合</p> <p>(1) 競争入札の公正な執行を妨げたとき。</p> <p>(2) 指名されたにもかかわらず入札に参加しなかったとき。ただし、入札辞退届を提出したものは、この限りではない。</p> <p>(3) 落札したにもかかわらず契約を締結しなかったとき。</p> <p>(4) 現場説明会に欠席したとき。ただし、入札辞退届を提出したものは、この限りではない。</p>	<p>1 年 10 点</p> <p>1 年 5 点</p>
<p>(契約不履行等)</p> <p>2 有資格業者が、本市発注工事の契約履行に当たり次の各号に該当する場合</p> <p>(1) 契約の履行延滞による損害金請求がなされたとき。</p> <p>(2) 有資格業者の責により、契約解除がなされたとき。</p> <p>(3) 契約の不履行により保証人に履行請求がなされたとき。</p> <p>(4) 契約の履行成績が不良で、かつ、工事点成績が次による場合</p> <p>ア 60点以下55点以上</p> <p>イ 54点以下50点以上</p> <p>ウ 49点以下</p>	<p>3 月以上 1 年以下 2 年 2 年</p> <p>1 月 2 月 6 月</p>
<p>(他の業者の契約妨害)</p> <p>3 有資格業者又はその使用人が、本市発注工事落札者の契約締結又は契約履行を妨げた場合</p>	<p>1 年以上 2 年以下</p>
<p>(監督、検査等の妨害)</p> <p>4 有資格業者又はその使用人が、本市発注工事の監督（委託管理監督も含む。）、検査の実施及びその他の業務執行にあたり、威圧等の行為により執行を妨げた場合</p>	<p>3 月以上 2 年以下</p>
<p>(工事の安全管理)</p> <p>5 有資格業者又はその使用人が、工事の施工に当たり安全管理措置を粗雑にしたため、次の各号に該当する場合</p> <p>(1) 本市発注工事の施工に当たり、公衆に次の被害又は損害を与えたとき。</p> <p>ア 負傷者の発生又は建物等の損傷</p> <p>イ 死亡者の発生</p>	<p>1 月以上 6 月以下 2 月以上 1 年以下</p>

<p>(2) 本市発注工事の施工に当たり、工事関係者に次の被害を与えたとき。</p> <p>ア 負傷者の発生 イ 死亡者の発生</p>	<p>1 月以上 3 月以下 2 月以上 6 月以下</p>
<p>(談合等)</p> <p>6 有資格業者又はその使用人が、次の各号のいずれかに該当する工事の指名競争入札において、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の規定により逮捕、書類送検又は起訴された場合、又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 74 条の規定による刑事告発がなされた場合</p> <p>(1) 本市が発注する公共工事</p> <p>ア 逮捕、書類送検又は起訴されたとき。 イ 不起訴（起訴猶予を含む。以下同じ。）又は無罪が確定したとき。</p> <p>(2) 本市以外が発注する公共工事</p> <p>ア 大阪府内で行われたもの</p> <p>①逮捕、書類送検又は起訴されたとき。 ②不起訴又は無罪が確定したとき。</p> <p>イ 大阪府外で行われたもの</p> <p>①逮捕、書類送検又は起訴されたとき。 ②不起訴又は無罪が確定したとき。</p>	<p>2 年 指名停止を解除</p> <p>1 年 指名停止を解除</p> <p>6 月 指名停止を解除</p>
<p>(独占禁止法違反)</p> <p>7 有資格業者が、次の各号のいずれかに該当する工事に関し、独占禁止法により排除措置命令を受けたとき又は課徴金納付命令を受けた場合で、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められたとき。この場合において、排除措置命令を受けたことによりこの項の規定の適用を受けた有資格業者が、当該排除措置命令に係る事件に関して課徴金納付命令を受けたときは、再度この項の規定は適用しない。</p> <p>(1) 本市が発注する公共工事 (2) 本市以外が発注する公共工事</p> <p>ア 大阪府内で行われたもの イ 大阪府外で行われたもの</p>	<p>6 月</p> <p>3 月 2 月</p>
<p>(贈賄行為)</p> <p>8 有資格業者又はその使用人が、次の各号のいずれかに該当するものに対する贈賄容疑により逮捕、書類送検又は起訴された場合</p> <p>(1) 本市の職員</p> <p>ア 逮捕、書類送検又は起訴されたとき。 イ 不起訴又は無罪が確定したとき。</p>	<p>使用人の場合は 2 分の 1</p> <p>2 年 指名停止を解除</p>

<p>(2) 本市以外の職員</p> <p>ア 大阪府内の公共機関のもの</p> <p>①逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>②不起訴又は無罪が確定したとき。</p> <p>イ 大阪府外の公共機関のもの</p> <p>①逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>②不起訴又は無罪が確定したとき。</p>	<p>1年 指名停止を解除</p> <p>8月 指名停止を解除</p>
<p>(暴力行為及び脅迫行為)</p> <p>9 有資格業者又はその使用人が、次の各号のいずれかに該当する行為により逮捕、書類送検又は起訴された場合。</p> <p>(1) 本市内で行われた暴力行為及び脅迫行為（以下「暴力行為等」という。）又は本市職員に対し行われた暴力行為等</p> <p>ア 逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>イ 不起訴又は無罪が確定したとき。</p> <p>(2) 本市内以外で行われた暴力行為等</p> <p>ア 大阪府内で行われたもの</p> <p>①逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>②不起訴又は無罪が確定したとき。</p> <p>イ 大阪府外で行われたもの</p> <p>①逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>②不起訴又は無罪が確定したとき。</p>	<p>使用人の場合は2分の1</p> <p>8月以上2年以下 指名停止を解除</p> <p>6月以上2年以下 指名停止を解除</p> <p>4月以上1年以下 指名停止を解除</p>
<p>(建設業法違反)</p> <p>10 第1項から前項までに規定するもののほか、有資格業者又はその使用人が次の各号のいずれかに該当したとき。</p> <p>(1) 次に掲げる区分により、建設業法に違反し、逮捕又は起訴された場合。ただし、不起訴又は無罪が確定したときは指名停止を解除する。</p> <p>ア 本市が発注する公共工事に関するもの</p> <p>イ 大阪府内で行われたもの</p> <p>ウ 大阪府外で行われたもの</p> <p>(2) 経営事項審査申請書又はその添付書類について虚偽の記載を行ったことにより、次のいずれかの処分を受けた場合</p> <p>ア 建設業法第28条第3項にもとづく営業停止処分を受けたとき。</p> <p>イ 建設業法第28条第1項にもとづく指示処分を受けたとき</p> <p>(3) 次に掲げる区分により、建設業法に違反し、同法第28条に定める処分を受けた場合。ただし、前号に該当する場合を除く。</p> <p>ア 大阪府内で行われたもの</p> <p>イ 大阪府外で行われたもの</p>	<p>2年</p> <p>1年</p> <p>6月</p> <p>1年</p> <p>6月</p> <p>1月以上3月以下</p> <p>1月以上2月以下</p>

<p>(その他の法令等違反)</p> <p>11 第1項から第10項までに規定するもののほか、有資格業者が工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 賃金不払等労働関係法令に違反し、労働基準監督署から処分を受けたとき。</p> <p>(2) その他関係法令に基づき処分されたとき。</p> <p>(指定工事業者規程違反)</p> <p>12 貝塚市指定給水装置工事業者のうち、管工事における指定業者が指定工事業者規程に違反し処分を受けたとき。</p> <p>(その他)</p> <p>13 前項までに規定するもののほか、有資格業者として不適当な事由があると委員会が認めるとき。</p>	<p>1月以上3月以下</p> <p>3月以上1年以下</p> <p>指定工事業者規程に基づく処分要綱に準じた期間</p> <p>委員会が決定する期間</p>
--	---